

平成18年度の美郷町国民健康保険税の税率が決まりました

国民健康保険税(国保税)は、その年に予測される医療費の総額から、町民の皆さんがお医者さんで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた分を税金として納めていただくものです。(40歳以上65歳未満の方は、介護保険分も合わせて納めていただきます。)

国保税は所得割、資産割、均等割、平等割をもとに算定し、一世帯ごとの税額を決め、毎年4月1日現在、国保に加入している世帯に課税されます。(※)

美郷町では、国保事業の運営が適切に行われるよう税率を次のとおり決定しましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※4月1日現在、国保に加入している世帯で、その後国保税が課税されるまでの間に被保険者の人数が変わったなど世帯の状況に変更があった場合には、それに応じて課税した納付書をお送りします

40歳未満の人の場合

- ・国保税のうち医療分を納めます。

国保税 = 医療分のみ(介護分の負担はありません)

●国保税の決め方

次の4つの項目を組み合わせると1世帯ごとの国保税額が決まります。

医療分	・所得割額	→ 所得(課税総所得金額)に応じて計算	→ 7.40%
	・資産割額	→ 資産(固定資産税)に応じて計算	→ 31.20%
	・均等割額	→ 加入者数に応じて計算	→ 23,100円
	・平等割額	→ 1世帯いくらと計算	→ 21,700円

※賦課限度額は、53万円です。

40歳～64歳の人の場合

- ・医療分と介護分を合わせた額の国保税を納めます。

国保税 = 医療分 + 介護分

●国保税の決め方

40歳未満の人と同様の計算で、医療分の税額を計算し、それに次の計算方法で算出される介護分を足して税額が決まります。

介護分	・所得割額	→ 所得(課税総所得金額)に応じて計算	→ 1.20%
	・資産割額	→ 資産(固定資産税)に応じて計算	→ 8.00%
	・均等割額	→ 加入者数に応じて計算	→ 7,100円
	・平等割額	→ 1世帯いくらと計算	→ 4,200円

※同じ世帯の40～64歳以外の方の所得などは、介護分の計算に影響しません。

※賦課限度額は、医療分が53万円、介護分が9万円です。

65歳以上の人の場合

- ・国保税のうち医療分を納めます。

国保税 = 医療分のみ

●国保税の決め方

40歳未満の人と同じ計算方法で決めます。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187-84-4902(内線2102)

7月31日(月)は

国民健康保険税(1期)、固定資産税(2期)の納期限(口座振替日)です。

忘れずに納めてくださるようお願いします。

※軽自動車税、固定資産税1期、町県民税1期の納期限が過ぎています。

納め忘れの方は至急納付してくださるようお願いします。

※特別な事情により、納期ごとの納付が困難な場合は、分割して納める方法もありますので、未納のままにせず早めに税務課納税班にご相談ください。



役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎0187-84-4902(内線2106、2107)

国民年金保険料の免除制度が変わります

～ 「3種類の保険料一部納付(免除)制度」が平成18年7月からスタート ～

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

これまでの「全額免除」と「半額納付」に加え、新たに「4分の1納付」と「4分の3納付」が加わり、「全額免除制度」と「3種類の一部納付制度」になります。

平成18年6月まで	平成18年7月から
<ul style="list-style-type: none"> 全額免除 半額納付(半額免除) 	<ul style="list-style-type: none"> 全額免除 新 ・ 4分の1納付 半額納付 新 ・ 4分の3納付

平成18年度の1カ月分の保険料額は次のとおりです。

	保険料額	(免除される額)
全額免除	0円	13,860円
4分の1納付	3,470円	10,390円
半額納付	6,930円	6,930円
4分の3納付	10,400円	3,460円
全額納付	13,860円	0円

※全額免除または一部納付の対象となるためには、本人・配偶者・世帯主のそれぞれの所得が一定の基準額以下であることが必要となります。

また、一部納付制度については、納付すべき保険料額を納付されなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

免除・猶予・特例が未納と比べて有利な理由

その① 老後の年金に反映

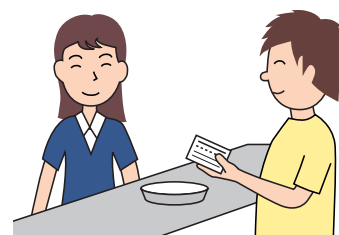
免除・猶予・特例のすべての期間が、老後の年金である老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。

その② 老後の年金額に一部算入

免除期間は、減額されますが老齢基礎年金の計算に算入されます。猶予・特例期間は算入されません。いずれの制度も10年以内であれば後から納める「追納」をすることができます(ただし、免除された年度から2年を経過した分については、加算があります)。追納すれば、当時納めていたのと同じ扱いになり、老後の年金を満額に近づけることができます。

追納がない場合の老後の年金(老齢基礎年金)額

全額納付	満額を受給
全額免除	3分の1を受給
4分の3免除	2分の1を受給
半額免除	3分の2を受給
4分の1免除	6分の5を受給



※国庫負担は現在、3分の1から2分の1への段階的な引き上げを行っているところです。

上記は国庫負担が3分の1の場合の割合です。

その③ 障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例のすべての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、満額が保障されます。



大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2294、2295、2299(年金相談コーナー)
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)